

ジフテリア・破傷風（D T）予防接種の説明書

1. ジフテリア・破傷風（D T）について

(1) 病気の説明

●ジフテリア（Diphtheria）

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。

昭和 56（1981）年に改良型ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチン（DPT）（無細胞型）が導入され現在では国内の患者発生数は年間 0 が続いています。アジア地域では、時折流行的発生がみられています。感染は主にのどですが、鼻腔内にも感染します。ジフテリアは感染しても 10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ない保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜がのどにできて窒息死することもあります。発病 2～3 週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

●破傷風（Tetanus）

破傷風菌は、ヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中などにいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、筋肉の強直性けいれんを起こすようになり、治療が遅れると死に至ることもある病気です。患者の半数は本人や周りの人では気が付かない程度の軽い刺し傷が原因です。土中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。また、妊娠中の母親が抵抗力（免疫）をもっていれば出産時に新生児が破傷風にかかるのを防ぐことができます。

(2) ジフテリア・破傷風（D T）ワクチン

第 2 期として 11～12 歳時にジフテリア破傷風混合ワクチン（DT）を 1 回接種します。他のワクチンとの同時接種を行うことについては、その必要性を医師が判断し、保護者の同意を得て接種が行われます。単独で接種することも可能です。他のワクチンとの接種間隔については、特に規定はありません。

(3) ジフテリア・破傷風（D T）ワクチンの副反応

注射部位の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応が 7 日目までに認められます。発赤や腫脹（はれ）は数日で自然に軽快しますが、硬結（しこり）は小さくなりながらも、数カ月残ることもあります。特に過敏な子で肘をこえて上腕全体がはれることがまれにあります。接種後 37.5 度以上の発熱は約 0.1%未満です。重い副反応はなくても、機嫌が悪くなったり、はれが目立つ時などは医師に相談してください。

(4) 接種時期

11 歳以上 13 歳未満（11 歳の誕生日の前日から 13 歳の誕生日の前日まで）

2. 予防接種を受けることができない人

下記に当てはまる人は、本ワクチンを接種できません。該当すると思う場合は、必ず接種前に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱（通常 37 度 5 分以上）をしているお子さん
- 重い急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- 急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さん
- 本ワクチンに含まれている成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかなお子さん。
- その他医師が不適当な状態と判断した場合

3. 予防接種を受ける際に注意が必要な人

以下に該当するお子さんがいると思われる保護者は、主治医に必ず前もって診察をうけ、予防接種を受けるかどうかを判断してもらい、受ける場合にはその医師のところで接種を受けるか、あるいは意見書をもらってから予防接種を受けるようにしましょう。

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- 過去の予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた場合及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
- 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん
- 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の人がいるお子さん
- 本ワクチンの成分に対し、アレルギーが起こる可能性があるお子さん

4. 接種を受けた後の注意点

- ① 予防接種をうけたあと 30 分間は、医療機関で接種後の様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ② 接種後 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。
入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ⑤ 接種後に接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

5. ワクチンの副反応について

副反応は、接種局所の紅斑、硬結、腫脹（はれ）、全身症状として主なものは発熱で高頻度にみられます。（製造会社添付文書及び厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会予防接種基本方針部会から）重い副反応はなくても、機嫌が悪くなったり、腫れが目立つときなどは医師に相談してください。

6. 予防接種健康被害救済制度について

●予防接種では、健康被害（病気になったり障害がのこったりすること）が起こることがまれにあります。極めてまれではあるものの、なくすることができないことから、救済制度が設けられています。定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

●健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審査し、予防接種によるものと認定された場合には給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、泉佐野市こども家庭課へご相談ください。

7. その他の注意事項

●泉佐野市から転出された場合は、泉佐野市の予診票は使えません。

予防接種当日に、泉佐野市に住民登録のない場合の接種費用は全額自己負担となります。

くわしくは、転出先の市町村にお尋ねください。

注）転出した日は手続きの時間に関わらず、当市の住民登録はありませんのでご注意ください。

●予防接種は法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると任意接種（有料）となります。

☆お問い合わせ先

泉佐野市こども家庭課

電話：463-1212（代）

FAX： 469-3363